

に賜はりし邸地なるよし記録に見ゆ。延寶の金澤圖を見るに、餌指町の地には餌指の人々あり、御小人町の地には御小人何人と記載したり。されば延寶の頃までも、其の町に居住せし事知られけり。又寺社門前地とて、寺院の境内を貸し渡し、家屋を建てたり。此の邸地は町地の外にて、一種の邸地也。元は寺社奉行の裁許なりしかど、後には町奉行の裁許にて人別は異らず。又總構番人は、或は總構橋番人とも呼べり。外郭の惣構堀に架けたる橋梁の番人にて、惣構堀の縮方を勤むる番人也。本町・地子町及び武士町共に、右橋爪に三・四戸或は五・六戸宛家屋を立て居住す。いにしへは普請會所の裁許なりしかど、寛文元年より町方の裁許と成りたり。右寺社門前並びに惣構番人は、門前肝煎・惣構肝煎とて別に町役人を立て、裁許方を申付けたり。又社地・寺地は寺社奉行の裁許にて、町地の外なり。故に町名も町方の町名に拘らず、往古よりの儘申し來りし也と云へり。

○市街等級

舊藩中は金澤市中を本町・地子町と稱し、町役の差等あり

博伽雜談に、佐久間文蕃盛政尾山在城の頃の町を尾山八町と云ふ。所謂西町・堤町・南町・金谷町・松原町・安江町・材木町・近江町是也。とあり。三州志來因概覽附錄に云ふ。尾山八町は佐久間氏本町と定める名目なり。是迄は凡て尾山町と唱ふと云ふ。所謂八町の中の西町は佐久間氏の時正門の向にあり、堤町は其の時代城内にあり。南町はその時代の南際にあり。金屋町は其の時今の金谷門前にあり。松原町は其の時松原門前にあり。材木町は其の時今の紺谷坂邊にありと云ふ。安江町・近江町は其の時代も今の地なりと。平次按するに、右尾山八町は是金澤本町の濫觴なり。聞見雜錄に云ふ。利長卿の時於伏見筭紛失せしに、人々打入起請に岸主計をさす。依之加州に歸り、法樂の鐵火を見せんと金澤八町を觸れて、淺野川原にて鐵火を取すましぬ。といふ事見たり。金澤八町は、即ち尾山八町の遺稱なるべければ、利長卿の時代までも本町をば八町と稱したるなるべし。又博伽雜談に、利長卿の時代半役町七ヶ所とて、袋町・博勢町・今町・川原町・大工町・堅町・石浦町、是を七ヶ所と云ふ。とあり。三州志來因概覽附錄に云ふ。慶長

四年利長卿越中富山より金澤へ還り給ふにより、金府殿昌。此の頃袋町・博勢町・今町・河原町・大工町・堅町・石浦町の七街は半役銀と定められ、役銀を出す也。按するに、是は尾山八町の本町にて本役銀を出すにより、夫に對して半役銀とするか。此の時右町の外、役町二千軒、地子町・裏屋小路まで戸數凡て三萬五千餘とあり。といへり。平次按するに、右袋町以下七町は、尾山八町の後に建てられし町地なるに依て、役銀を用捨して八町の半額を割當せしめらる。故に是より本役町を本町と稱し、半役町をば七ヶ所と呼びたるもの也。さて右袋町以下七町も、追々金澤市中の廣まるに隨ひ、袋町・博勢町・今町・河原町・堅町・石浦町の六町は本町に加へられ、新堅町・博馬町・鍛冶町・安江木町・石引町・御小人町・四丁木町・金屋町の八町をば半役町と定められ、是も後に追々加へられ、十八町と成りたり。然れども舊稱に據りて尙後々まで七ヶ所と呼べり。舊藩四冊定書に載せたる萬治二年の定書に、

- 一、一萬人 本町二拾七町
- 一、二千人 地子町七町

右年中夫數如先規被仰出候條、出入之儀、割場奉行切手取置、於御算用場遂勘定、不足有之候者、一人五分宛之積を以銀子可上之、過上有之候は、同前銀子可被下者也。

萬治二年六月朔日

- 今 枝 民 部
- 津 田 玄 蕃
- 奥 村 因 幡
- 前 田 對 馬

金澤 肝煎

右地子町七町は即ち半役七ヶ所也。金澤町會所留記に、元祿三年十一月及び十二月の兩度、町奉行より舊藩執政席へ上申書左の如し。

先頃奉伺候町役之儀御尋御座候。最前如申上、本町は町夫一萬人、傳馬役銀四貫三百八匁定役に而、役間五千七百七十九間一尺二寸に割符仕候。一間之當りは、町により年により多少御座候に付、一間に何程當りと申儀、隨難相極御座候。子細は免に圍り、商賣多き所は高免、商賣左程に無之所は下免に付、免合段々高下御座候。高免の處は、町夫・傳馬銀共に多く當り、下免の處は少分に當り申候。年によ